

グラフで見る校内暴力といじめ

第2部「いじめ」

いじめ問題に見る文部省とマスコミの反応

2006.11.25

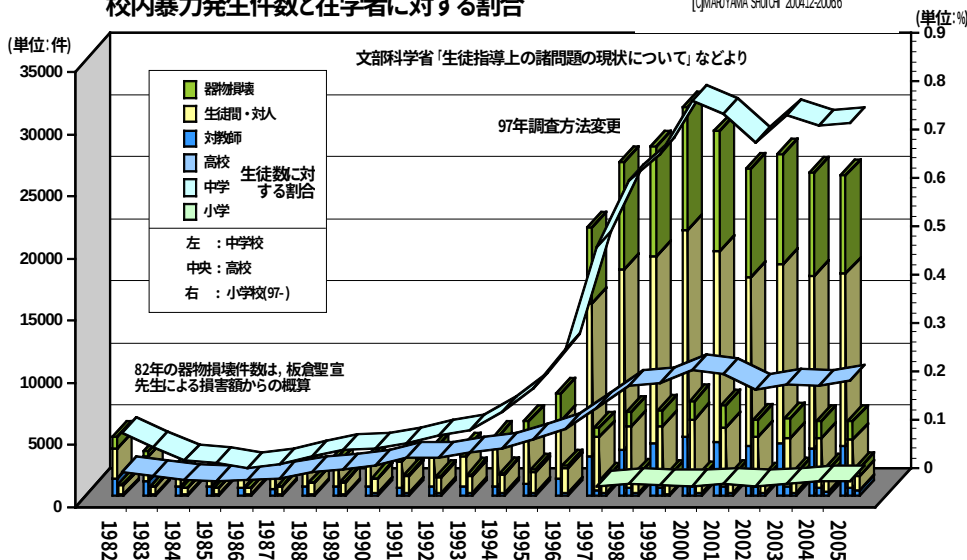
改訂増補 2007.2.24,3.26

札幌たのしい授業・研究サークル用レポート

仮説実験授業研究会・北海道・丸山秀一

校内暴力発生件数と在学者に対する割合

[Q]MARUYAMA SHUICHI 2004.12-2006.6



2006年9月、文科省は「生徒指導上の諸問題の現状について」で昨年度の校内暴力やいじめの現状を公表しました。第一部では「校内暴力」について見ていきましたが、第2部では「いじめ」について見ていきましょう。

【問題】

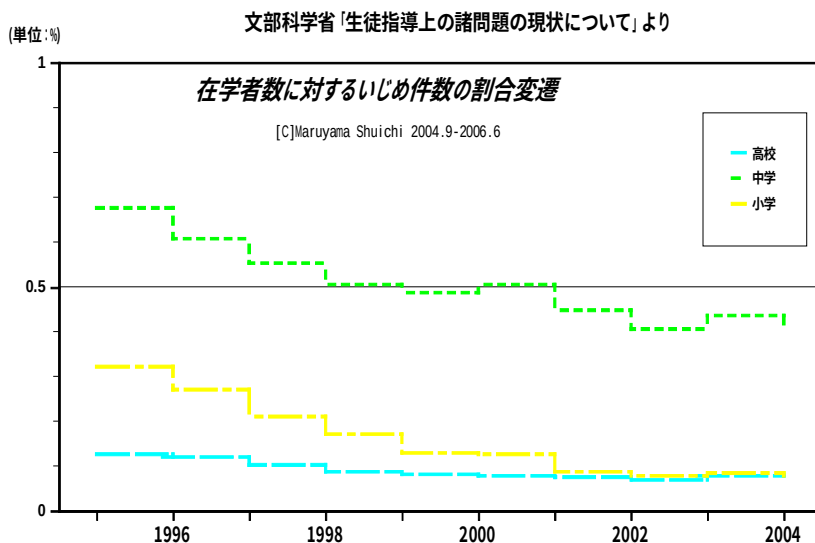
今度は、「いじめ」について見ていきましょう。次のグラフのように、「いじめ」は小・中・高とも 1996 年度から 2003 年度までほぼ一貫して減少を続けてきましたが、2004 年度は高校で上昇となりました。では昨年度=2005 年度はどうだったのでしょうか。

予想 () 小学校 () 中学校 () 高校

ア 減少を続けた

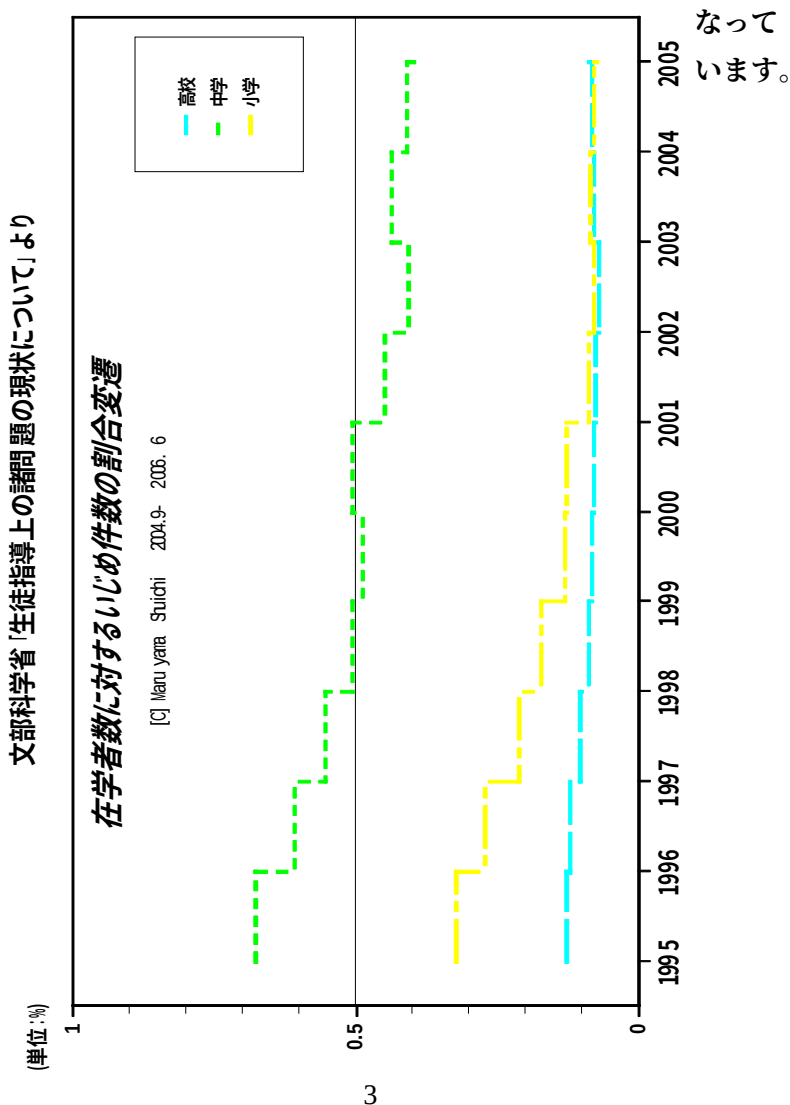
イ 増加に転じた

ウ なんともいえない



■ 高校での伸び

小学校と中学校では、2005 年度も減少となったのに対して、高校は前年度に引き続いて 2005 年度も上昇となりました。そこで 2004 年度から、高校での「いじめの割合」は、小学校よりも多くなっています。



【問題】

では、この「いじめ」についての文科省発表では「発生件数は2年連続減少した」「平成17年度に発生したいじめのうち、90.6パーセントが年度内に解消している」となっていました。

では、全国紙は文科省発表について、どう報道したのでしょうか。

予想

- ア 「小学校が悪化」
- イ 「高校が悪化」
- ウ 「いじめは減少」
- エ そのほか



富山県人権啓発活動ネットワーク協議会

■「いじめ」には関心がない?!

「いじめ」についての文科省発表は、校内暴力などと一緒に「生徒指導上の諸問題」として出されたものです。そして、それについて報道した全国紙で、タイトルに「いじめ」がある記事を出したものはありませんでした。それどころか、記事の内容に「いじめ」についての記述があるのは、朝日新聞が「いじめは全体で 2 万 143 件と 7.1%の減少」と書いているだけでした。ほかの全国紙は、地方版で「県内のいじめの動向」については触れているものの、全国的な動向についてはまるで関心がないみたいだったので

す。

しかし、9 月 30 日、北海道で〈ある小学生の自殺理由が「いじめ」だったことを学校と教育委員会が隠していたこと〉が発覚、10 月 11 日には、福岡県で中学生がいじめを苦に自殺、〈その少年へのいじめには担任も荷担していたこと〉が明らかになりました。それからマスコミの報道は、「いじめ一色」となり、さらに「いじめによる自殺」や「自殺予告」などの事件もあり、「教育基本法改正問題」ともからんで、「いじめが教育での一番の問題」という雰囲気になっていったのです。

【問題】

文部省が「いじめ問題」について大きく動いたのが、1985 年のことでした。4 月に有識者による「児童生徒の問題行動に関する検討会議」を発足させ、同会議は 6 月に「緊急提言—いじめの問題解決のためのアピール」を出し、文部省はそれを「児童生徒のいじめの問題に関する指導の充実について」として、全都道府県

教育委員会に通知しました。さらに臨時教育審議会でも「いじめ」が取り上げられていました。

そして、文部省は、この年度から「いじめ」の調査統計を始めたわけですが、マスコミ報道で見ると、当時の「いじめ問題」はどのようなものが多かったと思いますか。

予想

- ア いじめ被害者の自殺
- イ いじめ加害者による暴行・傷害・殺人
- ウ 被害者の仕返しによる犯罪
- エ そのほか



札幌市教育委員会指導室のサイトより

■「深刻な事態」

1980 年から 1985 年のマスコミ報道から「いじめ」に関するものを調べると、以下ようになります。

年	月	記事
1980	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	埼玉，高 1 いじめで自殺。 大阪，中 1 いじめで自殺。
	10	
	11	
	12	
1981	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	

	9	
	10	
	11	兵庫で半年を越える集団同級生イジメの中 2 の 5 人 取調べ
	12	兵庫で先生にツゲ口したと小 6 の 20 人が同級女児 にリンチ。
1982	1	
	2	
	3	
	4	
	5	東京で中学生 2 人，同級生にイジメ，ヤケドおわせ る
	6	
	7	岡山県で宿題忘れたと班全員が女児にリンチ
	8	神奈川でイジメられ登校拒否の息子に思い余り，母 が殺す
	9	東京，高 3，日頃からいじめる兄を包丁で惨殺
	10	
	11	
	12	京都府で中学生，同級生 10 人からプロレス技かけ られ重傷
1983	1	
	2	千葉，中 2 同級生 5 名からリンチ。
	3	
	4	

	5	兵庫県で中 2 生徒，同級生にヤケドおわされる，去年にもリンチ
	6	
	7	
	8	
	9	兵庫県でイジメっ子に仕返し，中 3 生徒，同級生刺す
	10	愛媛県立高校の教室で，2 年生が同級生に散弾銃を発射して重傷を負わせた。いじめの復讐。 大阪，中 3 同級生から暴行，恐喝。
	11	
	12	
1984	1	静岡の中学 2 年生，いじめられていたのを苦し，校内の体育館で首吊り自殺。 静岡の高 1，中学時代からいじめてきた相手に殴る，蹴る，煙草の火を押し付ける等の暴行を加え，6 か月にわたり合計 251 万を喝取
	2	京都府で障害もつ子へのイジメなどで中 2 の 26 人補導。 東京都，中 3 の 3 人がテレビ番組をまね同級生を火だるまりリンチ。 愛知県で中学生，イジメていた同級生に逆に脅され，焼身自殺。 山口県でイジメの仕返し，中 3 自宅で同級生にバットで殴られる。
	3	大阪府で「先生がキライ」と，小学生 6 人が担任の

		娘にイヤガラセ。
	4	
	5	
	6	東京，中 3 がいじめる同級生を復讐殺害未遂。
	7	東京，中 2 女子がいじめる同級生の家を放火。 山梨，小 6 がいじめにムシャクシャして 5 件の連続放火
	8	
	9	
	10	
	11	大阪，高 2 ら 2 人がいじめる学級委員を復讐殺害。 大分県で同級生を 8 ヶ月にわたりイジメた中学生 3 人送検。
	12	愛知，中 2 女子 8 人がいじめを告げ口したと集団リンチ。
1985	1	兵庫，イジメッ子中 3，制止の教師に乱暴。 岩手，中 2 がいじめられて自宅で自殺。 茨城，中 2 女子が「もうイジメないで」と自殺。 和歌山，仲間にイジメられると小 6 女子 3 人家出。
	2	大阪，中学校で障害もつ子へのイジメ明るみに。 大阪府で中 1，イジメ苦に自殺。 香川，高校運動部 1 年生 10 人，イジメで脱走。 栃木，中 3 ら女子 7 人が集団リンチ 5 時間。
	3	京都，小 4 が教師立会いで決闘して内臓破裂。 香川県で中 2 男子，イジメ苦に自殺。 茨城県で中 3，イジメ苦に自殺。

	徳島，優等生がいじめ被害で心因症。 千葉，中 3 いじめ復讐のため同級生宅を放火。
4	和歌山，私立高寮で 2 人が同室の 1 人を 1 ヶ月以上も暴行。 千葉，高 3 姉がいじめの延長で小 5 弟を刺殺。
5	
6	福島，イジメに仕返し，中 3 生徒の母，組員に頼む。
7	東京，高 2 がいじめ仕返し殺人未遂。 東京，中学番長グループ 7 人がいじめ。
8	富山，小 6，イジメッ子の親を脅迫，やめさせて欲しかった。 岩手，中 3 いじめで飛び降り自殺。 三重，全寮制高校 1 年，いじめで飛び降り自殺。
9	茨城，小 5 の 5 人が集団いじめで重傷を負わす。 福島，中 3 生徒，イジメで自殺 東京，中 3 いじめで自律神経失調症。
10	群馬，中 2 いじめで自殺。 長崎，中 3 いじめで自殺。 福岡，息子へのイジメ，父が元組員，校長・相手の親脅す。 大阪府で中 3 の 3 人，同級生を半年間脅し続け，金奪う。 東京，中 2 女子 11 人がいじめリンチ。 島根，イジメ制裁，生徒の親に頼まれ，無関係の男，中学生に暴行。 東京都で中 3 の女子，イジメ暴行受け転倒，記憶喪

		失。
	11	長野県で中学生イジメッ子に命令され屋根裏に 10 日間。 東京，中 3 女子 4 人がいじめリンチ。 神奈川，高 2 ら 2 人がいじめの鬱憤晴らしに小中学生殴り金奪う。 東京，中 2 イジメ強要され，できないと自殺。 大阪府でイジメ苦に女高生自殺。 東京，中 3 番長グループ 3 人がいじめ。 東京，中 3 ら 3 人が無視の仕返しにいじめ
	12	千葉，中 3 ら 2 人がいじめ復讐放火殺人未遂。 福岡県で中 2 生徒，イジメ仕返し，級友宅放火。 青森，中 2 がいじめ自殺。 千葉県で中学生，イジメ原因で自殺。 石川県で中 3 生徒盗み 21 回，イジメ生徒に金渡すため。 東京都でジャンケンで交代に殴り，イジメた中学生 7 人逮捕。
報道数	内容	
30	いじめに加害者による暴力・恐喝・殺人	
17	いじめ被害者の自殺	
2	いじめ被害者の家出，脱走	
19	いじめ被害者による仕返し・鬱憤晴らし	
3	そのほか	
71	合計	

このように「いじめ事件」の報道は、1984年に入ると、ほぼ毎月報道されるようになりました。その内容の多くは、「いじめ」というより「犯罪」と言うべきものですし、また「いじめ被害者の仕返し」も少なくなかったことが分かります。

そして、このような「いじめ事件報道」の急増で、文部省もいじめ対策に乗り出したのです。

【問題】

先に述べたように、1985年4月、文部省はまず「最近のいじめ問題の深刻な状況に対処するため」に「児童生徒の問題行動に関する検討会議」を発足させました。その会議は6月に緊急提言で「いじめ問題の5つの基本認識」などを発表し、文部省はそれを「いじめ問題に関する指導の充実について」として通知しました。

では、その「いじめに関する基本認識」の根底はなんだったと思いますか。

予想

- ア 「いじめは絶対に許されない」
- イ 「いじめは本来大人が介入する問題ではない」
- ウ 「いじめは本来家庭教育の問題」
- エ 「いじめはなくなるしない」

■基本姿勢

その提言では、まず「児童生徒は、友人関係や集団生活の中で成長発達するものであり、友人間の問題の克服も、本来〈子どもの世界〉に託すべき部分が多い。しかしながら、今日の児童生徒間におけるいじめが極めて深刻な状況にあることにかんがみ、〈子どもの世界〉にあえて手をさしのべ、現実の問題への的確な対処と、未然防止への努力を開始する必要があると考える」となっており、「子どものいじめは当然」のようなところがありました。そして5つの基本認識をあげています。

- ① いじめは、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も根深いものであること。
- ② いじめは、今日の児童生徒の心の問題が深く介在している問題であること。
- ③ いじめは、学校における人間関係から派生し、教師の指導の在り方が深くかかわっていること。
- ④ いじめは、家庭におけるしつけの問題が深くかかわっていること。
- ⑤ いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること。

つまり、①で「いじめは、小・中・高校を通じて広範に見られる問題であり、一部の児童生徒だけではなく、すべての児童生徒にかかわる裾野の広い問題である。また、いじめの原因、背景には、学校の指導の在り方、家庭におけるしつけの問題、社会的風潮等、学校、家庭、社会それぞれの要因が複雑に絡み合っている」としながらも「最近のいじめは等閑視することが許されない状

況にある」として、「取り組みなければならなくなった」ことをまず明確にしています。

それでも、②では「今日、児童生徒は、耐えることや強い精神力に欠ける面もあり、このことがいじめを増幅している面もある」として、いじめ問題の原因が「最近の子どもはダメになった」説を唱え、③では「学校生活において、弱い者、集団の中で異質な者を排除しようとする傾向があり、これがいじめを生む一つの背景となつている。このことは、我が国の社会一般にも見られる広範な背景を持つ問題ではあるが、特に、学校や教師がともすれば単一の尺度で児童生徒を評価する姿勢も深くかかわつている」と、「学校や日本の国民性」が「いじめ問題の原因」としています。

さらに④では、「家庭は、子どもの人格形成について第一義的な責任を持つべきものであるが、今日、しつけの問題など家庭における教育機能の低下や親が子どもに学力に偏した期待をかけすぎることによる子どものストレスの大きさ等もいじめの一つの背景となつている」として「家庭の責任」にしています。そして⑤でも、「今日の物質中心の社会的風潮、受験競争の過熱等の中で、児童生徒が生活体験に乏しく、対人関係が未熟で、欲求不満の増大やストレスの解消の手段に乏しい傾向にあり、これらがいじめを生み出す背景となつている」といじめの原因を分析しています。

【問題】

この「基本認識」で「いじめ問題解決のために学校において緊急に取り組むべき5つのポイント」をあげていますが、その中で「学校全体に〇〇をいきわたらせる」というのがあります。さて、何を「いきわたらせる」のでしょうか。

予想

- ア 「監視の目」
- イ 「思いやりの心」
- ウ 「正義」
- エ 「愛」
- オ そのほかの考え



■正義

「学校が緊急に取り組むべきポイント」は次の5つでした。

- ① 全教師がいじめの問題の重大性を認識し、実態に眼を向ける。
- ② 学校に児童生徒の悩みを受け入れる場を作る。
- ③ 学校全体に正義をいきわたらせる。
- ④ 生き生きした学級、学校作りを推進する。
- ⑤ 家庭や地域との連携を強化する。

この中でも特徴的なのが③の「いじめを正義で解決する」というものです。「学校全体の雰囲気を使いやりや助け合いの精神で満たし、正義をいきわたらせることは、最も大切である。特に、いじめの子どもはもとより、いじめを見てもそれをはやしたり、見て見ぬふりをする傍観者的存在をなくし、正義と勇気に目覚めさせることが肝要である。この際、学校では、改めて道徳や特別活動の時間をはじめ学校教育活動全体を通し、児童生徒に、いじめの行為は人間として許されるべきでないことをいきわたらせるとともに、友だちを助けるなどの良い行動をとった児童生徒を顕彰するなどして、正を愛し、不正を憎み、勇気を持つて正しい行動がとれる正義感あふれる児童生徒、他人の気持ちを思いやることのできる情操豊かな児童生徒を育てることが重要である」というのです。しかし、いじめは「こいつをなんとかしてやろう」などという正義から起こるのではないのでしょうか。

ほかの項目では、①で、「<いじめることは人間として絶対許されることではない>というき然とした態度で指導を行うこと」「教師が行う一面的な見方による叱責、体罰、えこひいきなどがいじめの契機となる可能性があることに十分注意する必要がある」と

なっています。「体罰がいじめの契機となる」ように、そういった管理的な教育は、「いじめを子どもたちに教えること」になっているのです。

また④では、「学校は、一人一人の子どもを大切にする価値観に立ち、一人一人の児童生徒が存在感、充実感を持つて学校生活を送ることができるよう、学級や学校生活全体の活性化を図り、集団の持つ活力によりいじめを追放することが大切である」となっており、「集団の力でいじめを追放」という主張ですが、「集団の力」は、いじめの背景といえるものです。

【問題】

文部省の取り組みにもかかわらず、7月以降も、いじめ事件は減ることはありませんでした。

そこで臨教審は緊急審議を行い10月に「いじめの問題に関する臨教審会長談話」を出しました。ではその内容はどんなものだったと思いますか。6月の文部省通知と似ていたでしょうか。

予想

- ア 文部省通知の徹底を求める内容
- イ 文部省通知とは異なる内容
- ウ そのほか

■「教育を見直す」

臨教審会長談話は「審議の結果」として「基本的には個性重視の原則に立ってこれまでの教育の在り方を見直すとともに、子どもをめぐる社会全体の教育環境の改革が必要である」というもので、さらに「応急措置」として、5点をあげていました。

- ① 関係諸機関の連携と総合的対策
- ② 学校における取り組み
- ③ 家庭における取り組み
- ④ 地域の相談体制の確立
- ⑤ 教育環境の人間化

特に②では「学校において、教師間の人間関係に配慮し、校長、教員が一致協力してこの問題に真剣に取り組むこと。また、子どもの多様な個性の配慮に欠ける教育に陥ることを戒めるとともに、いやしくも教員自らの暴力の行使等は厳に慎むこと」となっており、「いじめを教育しないように」との主張が感じられます。また「マスコミの自粛・自重を含め事態の解決のための社会全体の取り組みや協力が必要である」としており、自殺報道の問題点も指摘していました。

つまり、臨教審では文部省通知と違って、「教育全体を作り替えろ」というわけなのです。ただ「体罰禁止」だけは共通しています。

【問題】

臨教審会長談話を受けて文部大臣は談話を発表すると共に、「いじめの問題に関する指導の徹底について」という通知をすぐに出

しました。

その通知では「最近においても、いじめにより生徒が自殺するなどの不幸な事件が発生するなど、事態は依然として深刻な状況が続いている」となっていましたが、「いじめ事件が減らないのは何が原因」としていたと思いますか。

予想

- ア 学校における対応の問題
- イ 教師の資質の問題
- ウ 教育制度の問題
- エ 社会全体の問題

いじめ防止さわやか推進事業石狩大会

H13/11/4

☆ 24時間こども電話相談へ

いじめのこと、困っていることなど
何でも相談しよう

白曜・祝日も相談を行っています

☆ うらに電話番号をかいてます

主 催
石狩管内いじめ問題等対策本部

場 所
北広島市文化ホール
エルフィнтаウン

参 加
石狩管内全市町村いじめ問題対策組織派遣児童生徒の皆さん 他
厚田村 石狩市 恵庭市 江別市 北広島市 新篠津村 千歳市 当別町 浜益村

■「いじめ根絶」

その通知では「特に、学校における認識と対応の甘さが事件を深刻化させたと考えられる事例が見られるところから、すべての学校が、いじめが学校生活に起因して発生していることを真剣に受けとめ、取組の充実を図る必要がある」と学校の責任を追及したものになっていました。

その通知には臨教審会長談話が含まれていましたが、談話にあった「教育の在り方の問題」や「個性重視」「マスコミの自粛」などには一切触れずに、「先の通知の内容の徹底」を求めるものでした。

臨教審会長談話の内容を無視するのは、文部大臣談話でも同じで、「文部省としては、今後、いじめ問題に関する指導の総点検を実施し、関係機関の諸施策との連携を一層強化し、父母をはじめ国民各位の御協力を得て、いじめの根絶に向けて積極的に取り組んでまいる所存であります」となっていました。

ただ、この通知においても「体罰禁止の徹底」となっており、文部省が「体罰といじめの関連」についてよく承知していることがわかります。

こうして文部省は「いじめ根絶」を目標とし、まずは各学校のいじめの実態把握に乗り出しました。

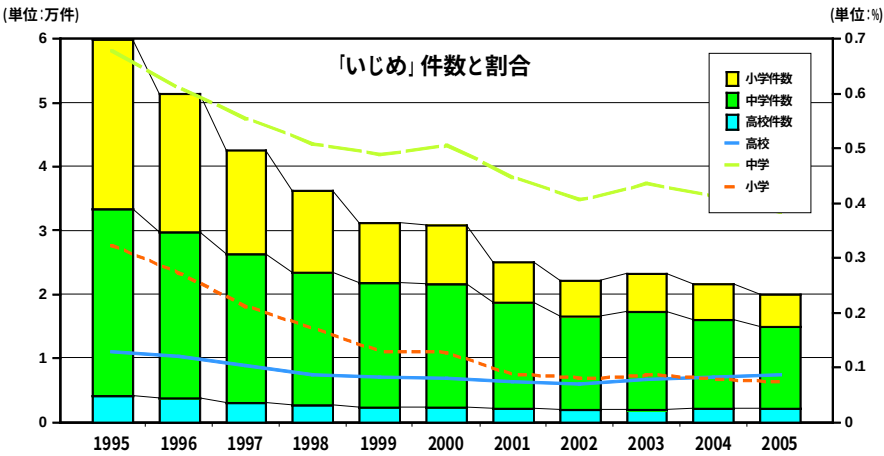
【問題】

文部省は、緊急に 1985 年 4 月から 10 月末までの期間における「いじめ調査」を行いました。そこで出てきた「いじめ件数」（一年間の調査に合わせるために換算して 1.7 倍にするとよいでしょ

う)は、ここ 10 年間の件数と比較してどれぐらいあったと思いますか。

予想

- ア 同じぐらい
- イ かなり多い (1995 年度よりも)
- ウ かなり少ない (2005 年度よりも)



■いじめの実態

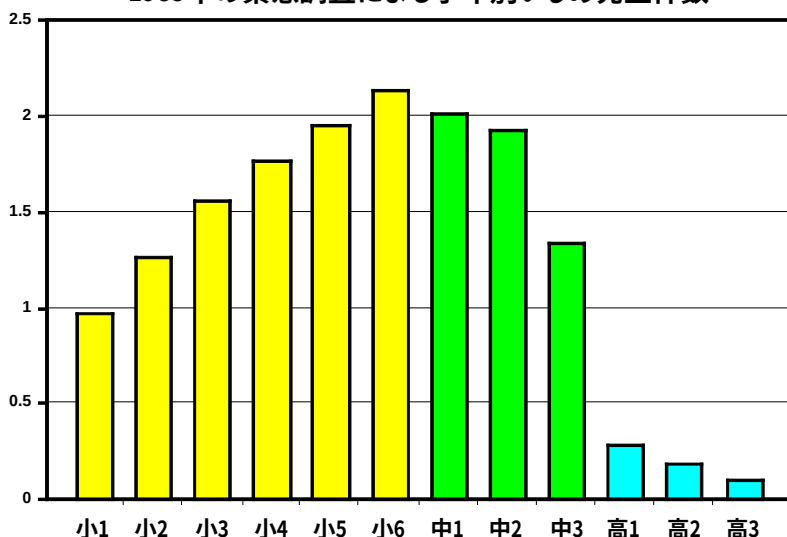
この 7 か月間で報告されたいじめの件数は、小学校で約 10 万件、中学校で約 5 万件、高校で約 6 千件というもので、12 か月間に換算すると合計 26 万件を越えるもので、1995 年度の件数の 4 倍以上もあったのです。

その期間内にいじめが発生した学校は、小学校の 52%、中学校の 69%、高校の 43%でした。しかし、「発生したいじめのうち 10 月末までに解消したものの割合」も 77%と報告されていました。

また、「いじめ件数と学年との関係」も明らかになり、「小学校では学年が進むにつれて増加し、中学・高校では学年が進むにつれて減少する」ことがわかりました。

(単位: 万件)

1985年の緊急調査による学年別いじめ発生件数



文部省は、調査の結果より「緊急対策とあわせて、学校全体として、友人への思いやりの心や正義感をはぐくみ、集団生活の規律や人間として当然守るべきルールを身につけさせる指導の充実を図るとともに、幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を養うことに一層の配慮を願う」としました。それが「いじめ解決法である」としていたのです。

ただ、「特に改善を図る必要がある三点」として、「教育委員会における指導の充実」「学校における指導の充実」と並んで「体罰禁止の趣旨の徹底」をあげて、「いじめ教育防止」を意図していたことがわかります。

【問題】

会長談話を発表した後の臨教審は、このいじめ調査結果をふまえて 1986 年 4 月「教育改革に関する第二次答申」を出しました。

では、その答申ではいじめの一番の原因はなんだとされていたと思いますか。

予想

- ア 社会全体の問題
- イ 教育制度の問題
- ウ 学校や教師の問題
- エ 家庭の問題
- オ そのほか

■臨教審第二次答申

答申は「いじめの要因や背景としては、まず何よりも家庭の在り方に問題がある。乳幼児期における親と子の基本的な信頼関係の形成と、適時・的確なしつけが行われず、自己抑制力、他人に対する思いやりを身につけさせることが十分に果たされていない」と、「いじめは家庭のしつけが第１の原因」としたのです。そして、「受験競争や画一的・管理的教育、学歴偏重などの大人社会の在り方の問題も見逃すことはできない」と付け足していました。

【問題】

1986 年度になって、文部省は前年度分のいじめ件数の調査を始めました。しかし、「いじめの調査」には、「なにを〈いじめ〉とするか」という定義が必要です。では、文部省の定義はどのようなものだったのでしょうか。

・相手との関係

- () 相手の関係は不問で互いにいじめ合うのも〈いじめ〉
- () 弱い相手に対するものだけが〈いじめ〉

・内容

- () 身体的、心理的攻撃とも〈いじめ〉
- () 身体的攻撃のみ〈いじめ〉
- () 心理的攻撃のみ〈いじめ〉

・頻度

() 頻度に関係なく一度でも〈いじめ〉

() 継続的なものが〈いじめ〉

・被害者

() 深刻な苦痛を受けているのが〈いじめ〉

() 苦痛の程度は関係ない

・発生場所

() 学校内部に限る

() 限定しない

・学校の対応

() 学校が実態を把握していることが必要

() 被害者の訴えだけでも〈いじめ〉

■「いじめ」の定義

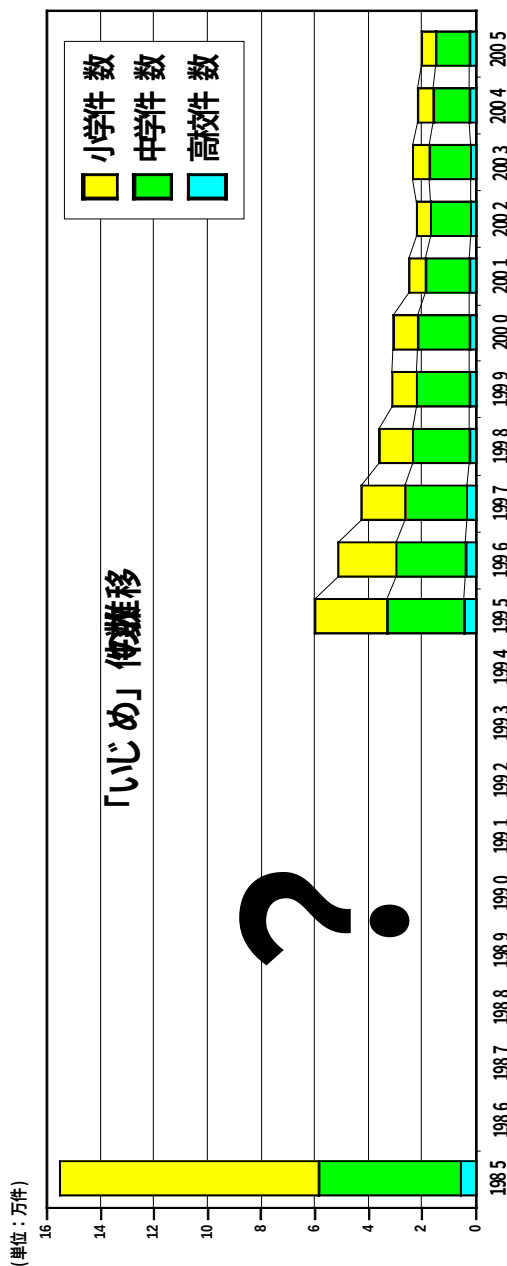
文部省が「いじめ調査」のために用いた定義は次のようなものでした。それは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、④起こった場所は学校の内外を問わない。⑤学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」というものでした。

【問題】

では、文部省が初めて年間の調査統計を取った 1985 年度の「いじめ件数」は、どれくらいあったのでしょうか。同年 4 月から 10 月末までの緊急調査での件数は、約 16 万件（12 か月換算で 26 万件）でした。

予想

- ア 26 万件ぐらい
- イ ずっと多い
- ウ ずっと少ない



■最初の年度内いじめ調査

文部省が調べた公立の小・中・高での1985年度の「いじめ件数」は、16 万件弱であり、緊急調査での換算 26 万件的の6割だったので。これは、今回の調査が「いじめの定義」に基づいて行われたことによるものでしょう。

しかし 16 万件は、ここ 10 年ぐらいで一番多かったときの2倍以上の件数でした。

【問題】

いじめ問題に対する文部省などの取り組みは、効果を発揮したのでしょうか。次の年、1986年度のいじめ件数は減ったと思いますか。

予想

- ア 激減した
- イ 多少減った
- ウ ほぼ同じ
- エ 増加した

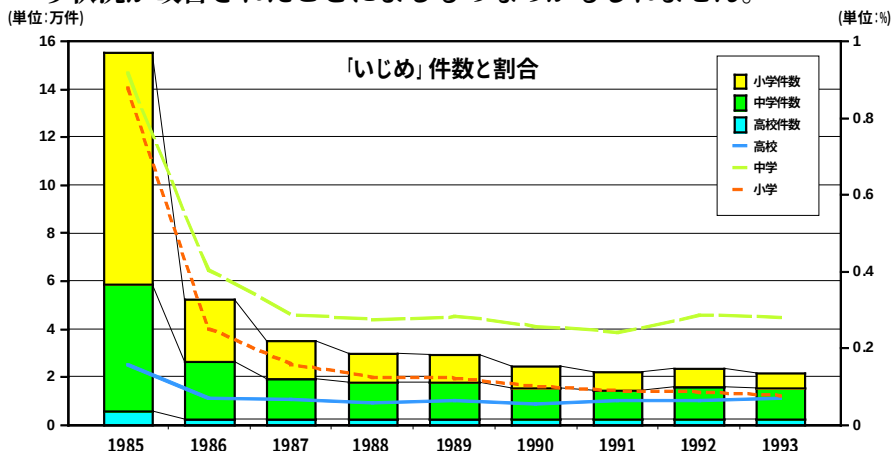


大阪府人権室のサイトより

■激減したいじめ

1986 年度のいじめ件数は前年度の 3 分の 1 と激減し、その後も減少傾向を続けていったのです。文部省の取り組みは絶大な効果をもたらせたようです。

これは文部省の通知にあったように「学校における認識と対応の甘さが事件を深刻化させたと考えられる事例が見られる」という状況が改善されたことによるものなのかもしれません。



【問題】

ある人は、「いじめが激減したのは、それを校内暴力としてカウントしたからではないか」と考えました。では、1986 年度から校内暴力は急増したのでしょうか。

また、あるひとは「いじめから不登校になったために、いじめが減っているのではないか」と予想しました。それでは「不登校」は 1986 年度から急増したのでしょうか。

予想 校内暴力は（ ） 不登校は（ ）

ア 急増した

イ そんなことはない



わたしたち「子どもの人権専門委員」です。

高橋裕子 ☎018 (846)1067	井島京子 ☎0184 (29)2434	七尾喜美代 ☎0182 (32)5277
中川淑子 ☎018 (873)2035	安藤智子 ☎0184 (43)5347	齊藤ひろ子 ☎0183 (62)1025
今村多恵子 ☎050 (7547)5103	関口慎一 ☎0186 (42)5272	和田庸子 ☎018 (892)2245
山崎昌子 ☎0185 (89)5010	成田純一 ☎0186 (42)3379	渡部睦子 ☎0187 (78)1414
藤田牧子 ☎0185 (83)4360	佐々木栄一 ☎0182 (56)2060	

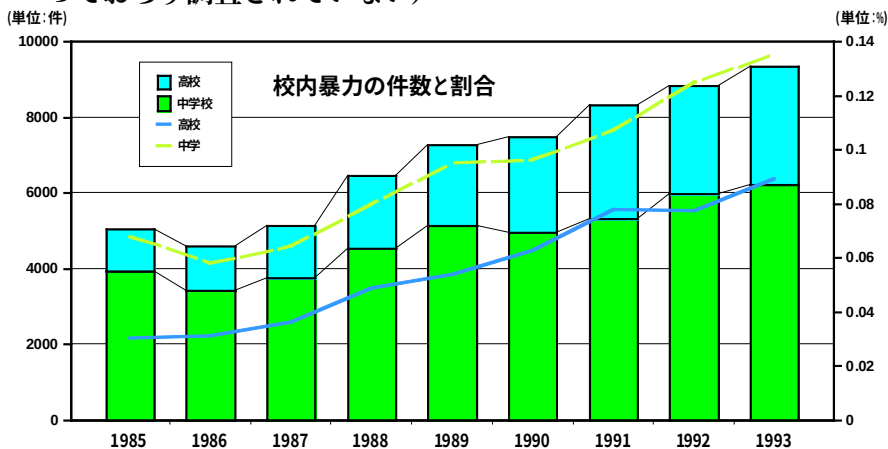
誰にでもいいから電話して！
秘密は必ず守ります。
きっといい方法が見つかるよ

人権・いじめ
ホットライン ☎018 ひどりで悩まず
(862)6533 いっしょに考えよう ☎0184
本庄支局いじめ
ホットライン (23)4266

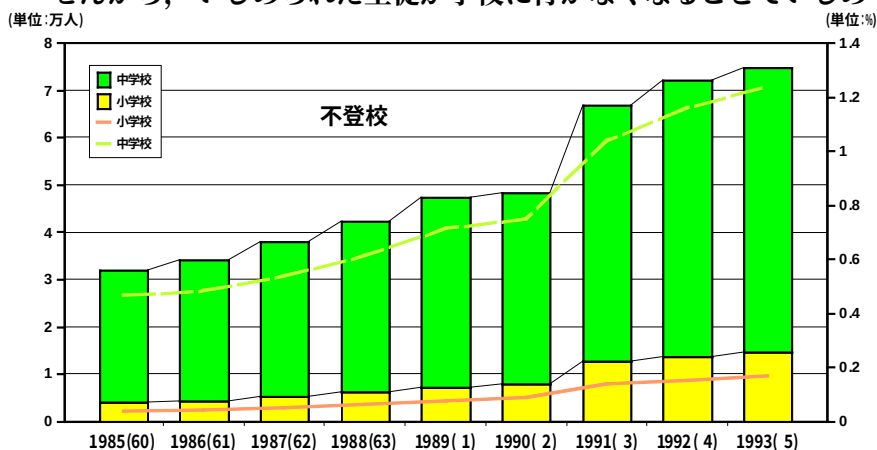
秋田地方法務局・秋田県人権擁護委員連合会

■校内暴力・不登校との関連

校内暴力も 1986 年度は前年度よりも減少しています。またそれ以降「いじめ」が減少してゆくのにに対して、校内暴力は増えてゆきます。(当時はまだ「小学生の校内暴力」については問題になっておらず調査されていない)



また 1985 年度から 1986 年度にかけて不登校も急増してはいませんから、「いじめられた生徒が学校に行かなくなることでいじめ



件数が減少した」ともいえません。

【問題】

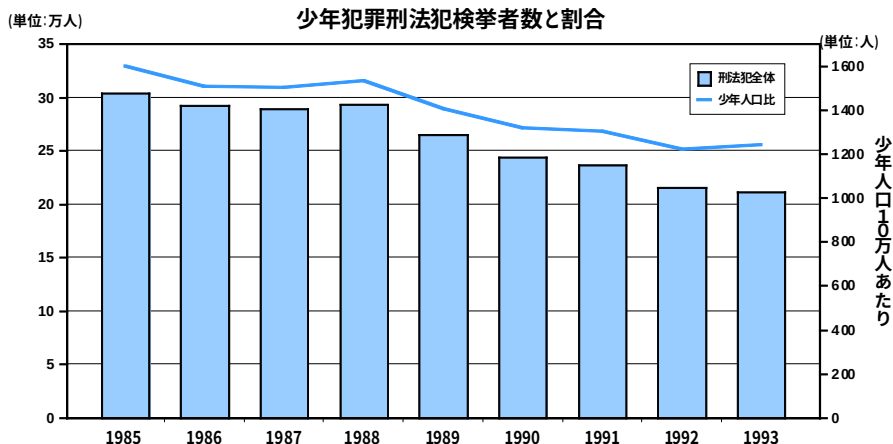
校内暴力と不登校のグラフは同じような傾向を示していますので、「原因が同じ（学校に問題がある）」と考えられます。しかし、いじめのグラフは、これらと全く異なっています。そこで、もしかしたらいじめは学校よりも社会全体と関係しているのかも知れません。

そこで同じ時期の少年犯罪のグラフと比べてみると、共通点があると思いますか。

予想

- ア そっくり
- イ 減少傾向が同じ
- ウ 似ていない

■いじめは学校だけの問題ではないのか



いじめと同じく、少年犯罪も年々減少しています。ただ、いじめのように1986年度の急激な減少は少年犯罪でも見られません。文部省が統計を取っているいじめは学校の問題ですが、同じく学校の問題である校内暴力や不登校の統計と似ておらず、社会全体の問題である少年犯罪のグラフと傾向が似ているのです。これは「いじめは学校の問題と言うよりも、社会全体の問題」ということなのでしょう。

【問題】

文部省の調査によると1986年度のいじめは前年度の3分の1に激減しました。では、いじめ事件の報道も激減したのでしょうか。

予想

- ア 激減した
- イ あまり変わらない
- ウ そのほか

1985 年度のいじめ報道件数

報道数	内容
18	いじめに加害者による暴力・恐喝・殺人
18	いじめ被害者の自殺
1	いじめ被害者の家出、脱走
11	いじめ被害者による仕返し・鬱憤晴らし
2	そのほか
50	合計

■報道数も激減

1986 年度のいじめ報道件数

報道数	内容
2	いじめに加害者による暴力・恐喝・殺人
5	いじめ被害者の自殺
0	いじめ被害者の家出、脱走
7	いじめ被害者による仕返し・鬱憤晴らし
1	そのほか
15	合計

文部省の調査でいじめ件数は 3 分の 1 となりましたが、報道件数も 3 分の 1 と激減しました。特に「加害者による暴力」と「いじめによる自殺」が減っています。どうやら 1986 年度にいじめが激減したことはたしかなようです。

こうしてその後も減少を続けるいじめのことを人びとは問題にしなくなっていました。

【問題】

1994 年 12 月、文部省は、ほぼ 10 年ぶりにいじめ対策に乗り出し、「いじめ対策協議会」を開くなどしました。対策協議会は緊急アピールを出して「〈11 月愛知の中学生がいじめにより自殺した〉ことが、協議会を開催するきっかけであった」としました。

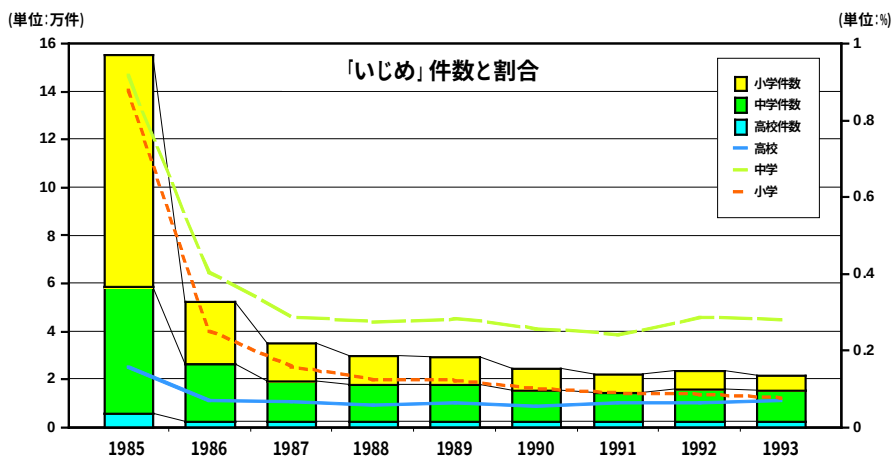
しかし、これまで見てきたように、それまでの数年間いじめは増えてはいなかったはずで。では、愛知の事件は何が問題で大問題となったのでしょうか。

予想

ア それまではいじめ自殺者がほとんどいなかった

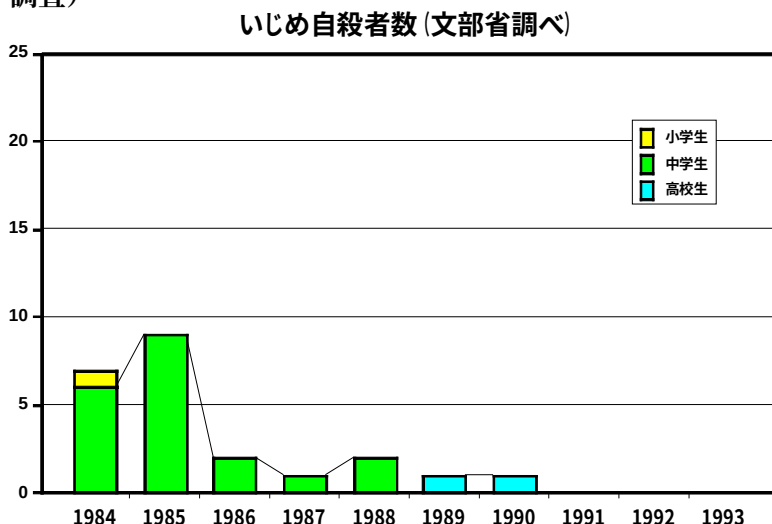
イ 事件の内容が特異なものだった

ウ そのほか



■愛知県西尾市中学生いじめ自殺事件

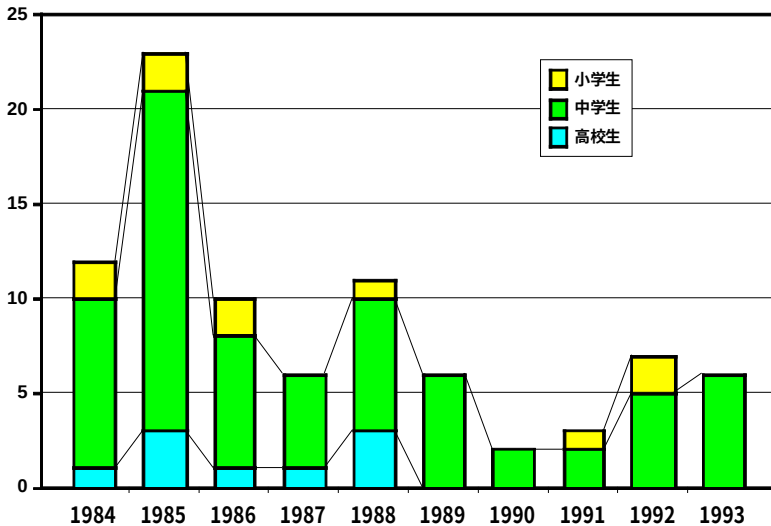
当時、いじめの件数は増えていないのにいじめ自殺者は急増していたのでしょうか。文部省の統計によると「いじめによる自殺者数」は次のようなグラフとなります。（高校生は 1987 年度より調査）



グラフによると、いじめ自殺者は減少しており、3 年連続で「いじめによる自殺者ゼロ」だったのです。

しかし、同時期の新聞報道から「いじめ自殺者」の件数をひろってみると、グラフは別なものになります（次のページ）。特に文部省のデータでは 1991 年度から自殺者がゼロであるのに対して、新聞報道では、1991 年度から自殺者は増加しているようにも見えます。文部省とマスコミで「自殺の原因がいじめであるかどうか」について判断基準が違うようなのです。でもともかく、11 月の愛知のいじめ自殺は、3 年ぶりのものではなかったことはたしかなのです。

いじめ自殺者 (新聞報道より)



11月の愛知県でのいじめ自殺事件の少し前、「いじめによる自殺」をテーマにしたテレビドラマ「人間・失格～たとえばぼくが死んだら」がその「過激な内容」で多くの批判を受けたことで話題となり、30%弱の視聴率でした。

マスコミは11月の実際の自殺事件をこのドラマの影響とからめてセンセーショナルに報道しました。自殺事件で、いじめの様子が克明に記されていたことも、マスコミ報道を盛り上げることとなりました。

そして、12月9日に文部省が「いじめ対策緊急会議」を開き、内閣も13日に「児童生徒のいじめ問題に関する関係閣僚会合」を開きました。そして、文部省は16日に「いじめの問題について当面緊急に対応すべき点について」という通知を出したのです。

また関係省庁の局長クラスによる「青少年対策推進会議」も27

日に「深刻ないじめ問題への対応について」という申し合わせを出しました。

【問題】

その文部省通知で文部省は「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」を示し、それまでの「いじめ定義」に変更を加えました。それはなんだったと思いますか。

予想

- ア 「弱者から強者へのいじめ」もいじめ
- イ 継続的でなくともいじめ
- ウ 苦痛の程度に関係なくいじめ
- エ 学校が把握してなくてもいじめ

■それまでの「いじめ」の定義

- ①自分より弱い者に対して一方的に
- ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え
- ③相手が深刻な苦痛を感じているもの
- ④起こった場所は学校の内外を問わない
- ⑤学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの

■いじめとは

この通知による大きな変化は「いじめは外から見えにくい形で行われることが多い」として「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」となっていたことです。つまり「当人が〈いじめられた〉と感じたらいじめ」となったのです。

そこで文部省は、この年度分の調査から「学校としてその事実を確認しているもの」という文言を削除しました。

【問題】

ではこの通知では、「いじめの原因」は何だとされていたでしょうか。

予想

- ア マスコミ報道
- イ しつけの問題
- ウ 社会全体の問題
- エ そのほか

■しつけ

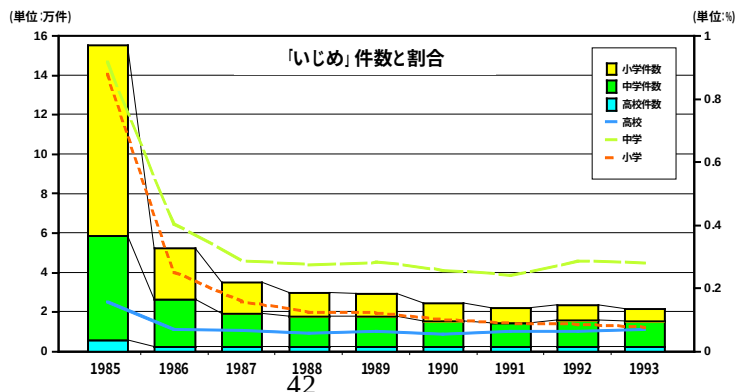
通知には「いじめが行われる背景には、いじめる側に、思いやりや他者の痛みがわかる心、善悪の判断、遵法精神等が欠落している点があると思われる。特に、〈社会で許されない行為は子どもでも許されない〉との強い認識に立って子どもに臨むことが不可欠であり、また、学校と家庭は、改めてそれぞれの立場から、人間として備えるべき基本的な生活習慣・態度を徹底する教育、しつけを行うことが求められる」となっていて、「いじめはしつけの問題」という捉え方でした。

【問題】

では、いじめの定義を変更しての 1994 年度の「いじめ件数」は、前年度と比べてどうなったでしょうか。

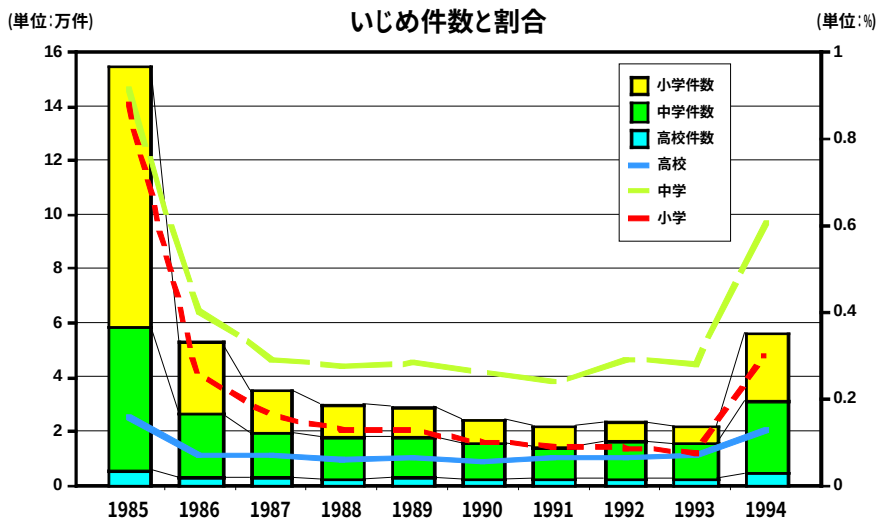
予想

- ア 大きく増えた
- イ 多少増えた
- ウ 変わらなかった
- エ 減った



■学校が把握していない「いじめ」

「学校としていじめの事実を確認しているもの」という文
言を削除しての調査で、いじめの件数は3倍弱に増加しました。



【問題】

このいじめの増加は「定義の変更」による「みかけ上のもの」
なのでしょうか。それとも実際にいじめは増加したのでしょうか。
新聞報道件数でも増加していると思いますか。

予想

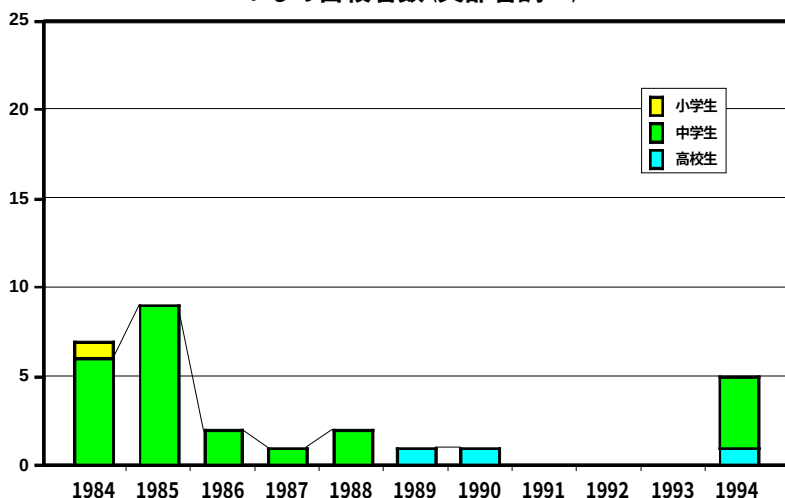
- ア 同様に増加
- イ 少し増えている程度
- ウ 増加していない

■自殺の連鎖

1991	7
1992	14
1993	8
1994	21

表のように、いじめ事件の新聞報道数は、1994 年度は前年度の 3 倍弱となっており、文部省調査と一致します。実際にいじめは増加していたわけです。

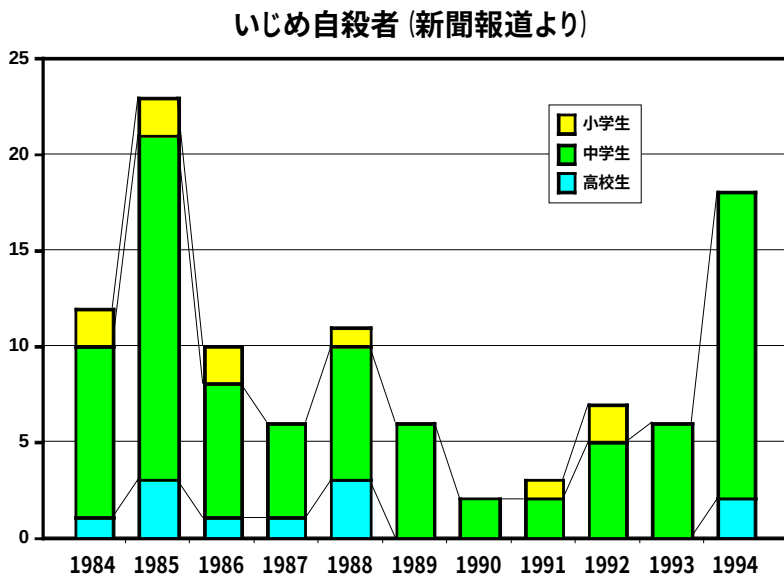
いじめ自殺者数 (文部省調べ)



今回のいじめ対策は、愛知のいじめ自殺をマスコミが大々的に取り上げたことによるものでした。報道や文部省の対策は、いじめ自殺を止めることにはならず、愛知の事件の後も、いじめ自殺が続いたのです。

むしろ、自殺のセンセーショナルな報道は、「自殺すれば社会全体にメッセージを発信できる。自分の死は無駄ではなく、社会のためになるかも知れない」と伝えてしまったようなのです。「無駄死に」と思えば、人はなかなか死ねないものですが、「社会のため」

という正義ができれば、一線を越えやすくなってしまいますのです。



新聞報道の方が「いじめ自殺者」が多くなるのは、「はっきりしないが、いじめが原因と思われる」ものも含んでいるからですが、文部省調査の方でも、学校側が「自殺の原因」を「いじめだけではない」として、「その他」などに分類してしまうことも影響しているようです。

しかし、新聞報道のグラフの上部だけ取ってみると、文部省調査のグラフと大変よく似ていることがわかります。つまり、傾向は同じなのです。

【問題】

先に述べたように、1985 年、文部省は「いじめ問題の 5 つの基本認識」を通知しました。それは以下のようなものでした。

- ① いじめは、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も根深いものであること。
- ② いじめは、今日の児童生徒の心の問題が深く介在している問題であること。
- ③ いじめは、学校における人間関係から派生し、教師の指導の在り方が深くかかわっていること。
- ④ いじめは、家庭におけるしつけの問題が深くかかわっていること。
- ⑤ いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること。

1995 年 3 月、いじめ対策緊急会議は報告をまとめ、文部省はそれを「いじめの問題の解決のために当面取るべき方策等について」として通知しました。これには「5 つの基本認識」が含まれていましたが、1985 年のもの 2 つだけがほぼ同じで、あとは全く違っていました。では同じだった 2 つはどれとどれだと思いますか。

予想

- () ①深刻な問題で原因は根深い
- () ②子どもの心の問題
- () ③教師の指導の在り方の問題
- () ④家庭のしつけの問題
- () ⑤緊急対策と長期的対策が必要

■変更された基本的認識

今度の基本的認識は「教師の指導の在り方の問題」と「家庭の問題」という項目だけがほぼ同じですが、あとは全く違うものになっていました。

- ① 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ③ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ④ 関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

①において、「いじめは加害者側の問題」であることを明確にし、「いじめは人権問題である」とするとともに「社会で許されない行為は子どもでも許されないものだ」としたのです。

②では、「〈いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題である〉」ということを明記し、表面的・形式的な判断で済ませることなく、子どもの立場に立って細心の注意を払い、親身の指導を行うことが不可欠である」となっており、「いじめられている者がいじめと感じたらいじめ」という定義を確立しました。

③では、「一般に、いじめは、学校生活において、弱い者、集団とは異質な者を攻撃したり排除しようとする傾向に根ざして発生

することが多い。このような傾向は、我が国の社会一般にも存在する問題ではあるが、特に学校をめぐるっては、教師が単一の価値尺度により児童生徒を評価する指導姿勢や児童生徒に対する何気無い言動等に大きな関わりを有している場合があることに留意すべきである。このため、学校においては、あくまで児童生徒一人一人を多様な個性を持つ、かけがえのない存在として受け止め、教師の役割は児童生徒の人格のより良き発達を支援することにあるという児童生徒観に立つ必要がある」としています。

④では「いじめの原因について、学校、家庭、社会の問題などと責任転嫁に終始することなく、早急な解決が最も大切なこと」としています。しかし、⑤では「家庭はいじめ解決のために極めて重要な役割を担っている」としています。ただ 1985 年の基本的認識にあった「家庭のしつけ」という文言はなくなっています。

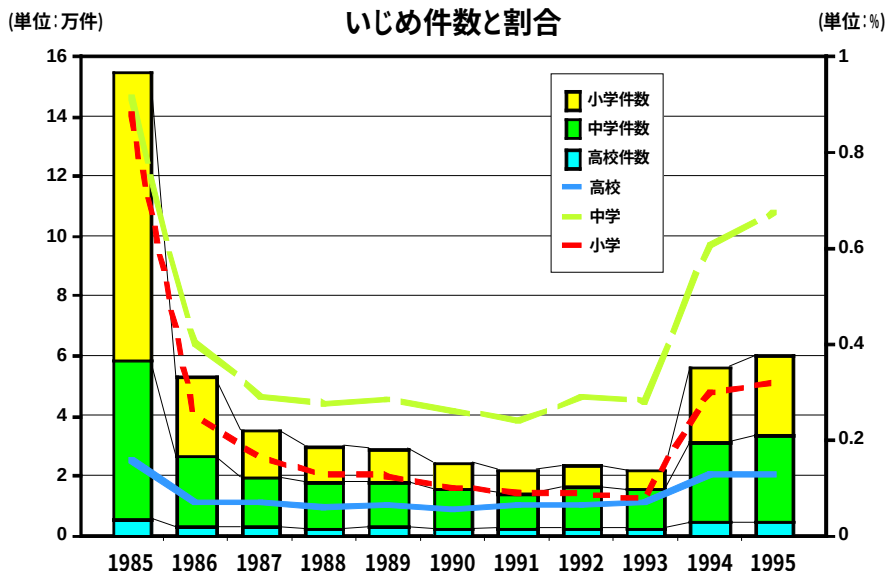
【問題】

こうした文部省の新たな対応を受けて、前回(1985)のように、今回も 1995 年度のいじめ件数は激減したのでしょうか。

予想

- ア 激減した
- イ あまり変わらない
- ウ 増えた

■ 増え続けるいじめと自殺



前回は文部省の対応によりいじめ件数は3分の1と急減しました。では今回はどうだったのでしょうか。1995年度のいじめの件数は、前年よりも増加したのです。そして、さらに問題となったのは、文部省が取り組みを始めてからも、「いじめによる自殺」が止まらなかったことです。

1994.11	愛知, いじめに関して詳細な遺書を残し, 中2自殺。
1994.12	鹿児島, 中3いじめで自殺。 愛知, 中1いじめで自殺。校長はいじめを認めるも翌日には否定。 福島, 中3いじめで自殺。

	神奈川，中 3 いじめを担当に注意されて自殺。 埼玉，中 2 自殺。
1995.1	愛知，小 6 いじめで自殺。
1995.2	静岡，中 2 いじめで自殺。 茨城，暴力的ないじめに学校の対応後，非暴力的ないじめを受け中 2 自殺。
1995.3	福岡，いじめを苦に中 2 自殺。
1995.4	奈良，中 2 いじめで自殺。親は学校や教育委員会に相談していた。 長崎，いじめで中 2 校舎屋上から飛び降り自殺。
1995.5	大阪，高 1 いじめで自殺。 鹿児島，中 3 いじめで自殺。
1995.6	
1995.7	鹿児島，中 1 いじめで自殺。 東京，高 1 いじめで自殺。
1995.8	福岡，高 3 教師非難の飛び降り自殺。 神奈川，高 1 いじめで自殺。 北海道，高 1 いじめで自殺。
1995.9	
1995.10	
1995.11	千葉，高 2 自殺。 新潟，いじめで中 1 自殺。
1995.12	千葉，中 2 いじめで自殺。
1996.1	兵庫，高 1 いじめで電車で飛び込み自殺。 埼玉，中 2 いじめで自殺。 福岡，中 3 いじめで自殺。

	愛媛，中 2 いじめで学校に行きたくないと自殺。
1996.2	
1996.3	山口，小 6 いじめで自殺。

これらの連続した自殺は，先にも述べたように，1994 年 11 月の自殺がマスコミで大きく報道されたことにより，「自殺すれば世間の理解を得られる。自分の死によって社会を変革できる」といじめで苦しんでいる子どもたちが信じたことに原因があると考えられています。

WHO は，こういった自殺の連鎖を防ぐために，「自殺を予防する自殺事例報道のあり方について」という自殺報道のガイドラインを 2000 年に次のように公表しています。

- ・ 写真や遺書を公表しない
- ・ 自殺手段の詳細を報道しない
- ・ 自殺の理由を単純化しない
- ・ 自殺の美化やセンセーショナルな報道は避ける

しかし，このガイドラインは，生かされることなく，2006 年に再び「いじめによる自殺の連鎖」が発生することになります。

【問題】

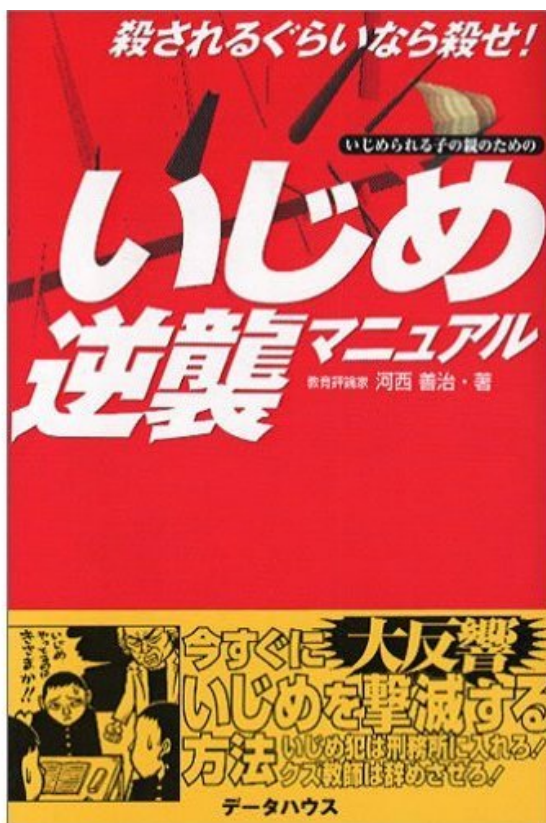
止まらない「いじめによる自殺」に対して，文部省は 1995 年 12 月，「いじめの問題への取組の徹底等について」とする通知を出しました。

そこでは従来通り，「学校，家庭，地域社会の一体となった取組

が重要」とされていますが、「特に学校においては〇〇すべき」となっています。さて、何をすべきとされていると思いますか。

予想

- ア 「しつけ・道徳教育の徹底」
- イ 「いじめを見過ごさない徹底した管理」
- ウ 「たのしい授業の実践」
- エ そのほかの考え



■根本的解決へ

この通知で文部省は、次のように述べています。「特に学校においては、まず、日頃から一人ひとりの個性を尊重し、分かりやすく楽しい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、児童生徒がいきいきとした学校生活を送ることができるように努めることにはじまり、日常の学校運営、教育指導、生徒指導の在り方一つ一つの改善に努める必要があります」

つまり「学校をたのしいものとすればよい」という根本的解決をついに打ち出したのでした。

【問題】

この通知で「すべての児童生徒に対する指導」として一番重要とされた指導はなんだと思いますか。

予想

- ア 自殺防止の徹底
- イ 正義感の育成
- ウ 人権尊重
- エ そのほか

■死ぬことを禁止

この通知では「すべての児童生徒に対する指導」として第一番目に「理由の如何を問わず絶対に死んではいけないこと」となっていました。「絶対に死ぬな」というのは無理な話ですが、「とにかく自殺を止めたい」という気持ちだったのでしょう。

さらに翌年1月には文部大臣が次のような「緊急アピール」を出しました。

いじめ問題に関する文部大臣緊急アピール（一部分を抜粋）

いじめについて、私は、今、子どもたちに、お父さん、お母さん、学校の先生方、地域の人々に対して、かけがえのない子どもたちの命を守るため、強く訴えたい。

まず、全国の子どもたちに訴えたい。君たちは、どんなことがあっても、自らの命を絶つことはあってはならない。苦しいことや悩みごとがあっても、それに屈せず、強い気持ちをもって、これからの素晴らしい人生を送ってほしい。悩みがあるときは、決して自分の胸の中にとどめて悩みぬいたりしてはいけない。お父さん、お母さん、先生、先輩、友達など誰かに相談してほしい。悩みを打ち明けることは、決して恥ずかしいことではない。相談する勇気をもってほしい。そして必ず誰かが相談に乗ってくれるということをわすれないでほしい。

いじめている子どもたちに言いたい。弱い者をいじめることは絶対に許されないことなのだ。軽い遊びやふざけだと思っているかもしれないが、君たちの言葉や態度が、いかに人の心を傷つけ、苦しみをあたえているかということに気づいてほしい。

そして、全国の子どもたちに訴えたい。いじめをはやしたてたり、傍観したりすることも決して許されないことだということを知ってほしい。

しかし、いじめは、こういった「呼びかけ」で解決できる問題なのでしょうか。そして、こういった呼びかけは「死んだやつが悪い」という教育になってしまう恐れがあります。

【問題】

文部省の「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」は、全国の小・中・高校の児童生徒、保護者、教員の計 2 万人を対象にいじめアンケート調査を行い、1996 年 5 月、その結果を発表しました。その結果を予想してみましょう。

- ・ 担任は自分のクラスのいじめをどれくらい認知しているものなのでしょうか。「クラスでいじめられた」という小学生の担任のうち、何割ぐらいが「自分のクラスではいじめがある」と認知していたでしょうか。

予想

ア 8 割以上

イ 6～7 割ぐらい

ウ 5 割以下

- ・ 「いじられている子どもがそのことを担任に知らせない理由」で一番多かったのはなんだと思いますか。

予想 小学校（ ），中学校（ ），高校（ ）

- ア 余計にいじめられるから
- イ 告げ口になるから
- ウ 担任はどうせ解決できないから
- エ いじめは子どもたちの問題だから

- ・ 「いじめはどんな理由があっても絶対に許されないこと」と文部省がしているのに対して、「いじめは、児童生徒の成長にとって必要な場合もある」と答えた担任は、どれぐらいいたでしょうか。

予想

- ア 1割未満
- イ 2～3割
- ウ 5割近く

- ・ 「いじめの原因」について教師が一番多く選んだのはなんだと思いますか。

予想

- ア 家庭の問題
- イ 子どもの問題
- ウ 学校の問題

■いじめの認識

「クラスでいじめられた」という小学生の担任のうち、4 割の担任が「クラスにはいじめがない」という答えでした。同様な質問では、中学校では 3 割、高校では 7 割の担任が「いじめはない」と答えていました。

また「いじめにあった」と答えた子どもの保護者のうち、「子どもがいじめにあっているようだ」と答えた保護者は、小・中学校 4 割、高校で 2 割でした。このように、子どもの苦しみには、教師も親もなかなか気がつかないようです。

もっともそれは「子どもが担任にいじめを知らせない」ということがあるのかも知れません。「担任に知らせない理由」で一番多いのは、小学生では 5 割の子どもが「先生に言ったことが分かったと余計にいじめられるから」と答え、25%の子どもが「先生に言うことは告げ口になるから」と答えています。「告げ口は悪い」という教育が定着しているようです。

中学生でも 3 割が「先生に言うとも余計にいじめられるから」と答え、同じく 3 割が「先生が何かしてくれてもどうせ解決しないので意味がないから」と答えています。高校生になると 3 割が「いじめは私たちの問題で先生に言う必要はないから」と答え、25%が「先生が何かしてくれてもどうせ解決しないので意味がないから」と答えています。中・高校生では「教師不信」となっているのがよくわかります。

教員のいじめに対する考えでは、「いじめは子どもの成長にとって必要な場合もある」とか「基本的には、いじめは子どもの世界に委ねるべき問題」と答える教師が 2 割いました。教育はずっと「指導」という名前の「いじめ」を伴って行われてきましたから、

「いじめを完全否定する」ということは教師には抵抗があるようです。

また、教師の85%が「いじめの原因・背景」を「家庭教育力が低下している」とし、70%が「子どもたちに正義感やルール意識がなくなっている」と答え、「学校の問題」と答えたのは30～40%でした。

【問題】

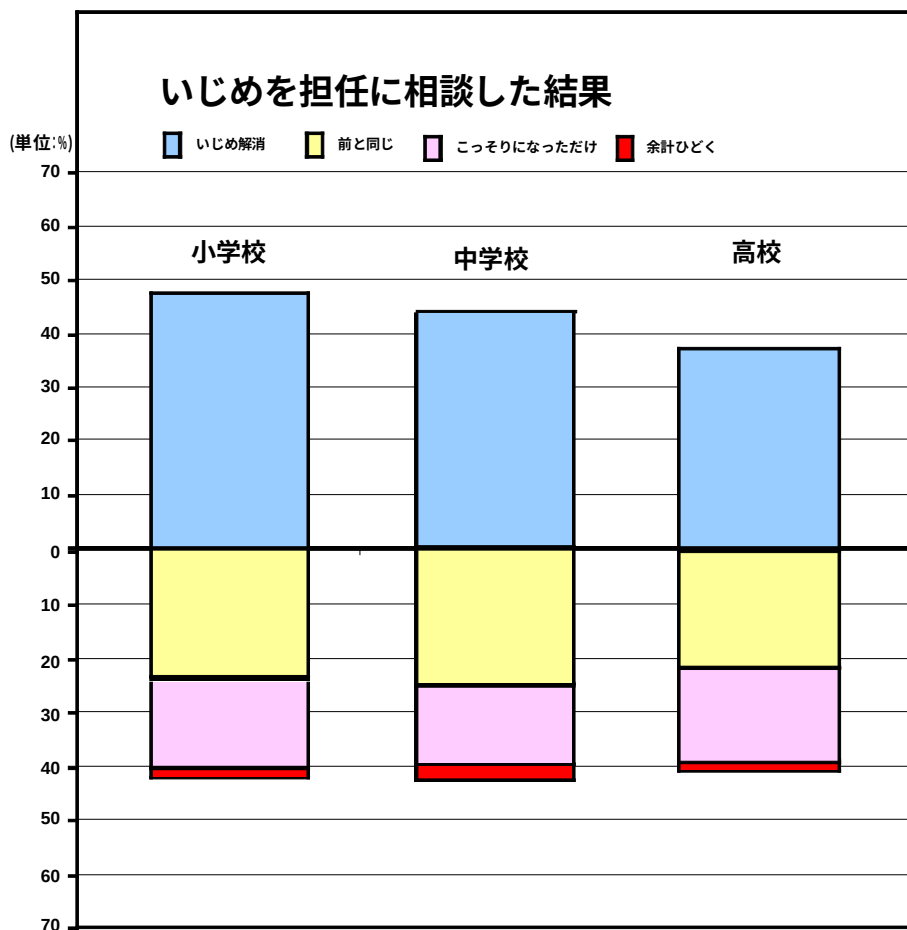
小学生の「いじめのことを教師に言っても余計にいじめがひどくなるから言わない」という不安は事実なのでしょうか。同じ調査で、「いじめのことを担任に言った結果どうなったか」で、「同じようにいじめられている」「こっそりいじめられるようになった」「余計にひどくいじめられるようになった」と答えた子どもの割合はどれぐらいあったと思いますか。

予想

- ア 1割未満
- イ 2～3割ぐらい
- ウ 半分ぐらい
- エ もっと多い

小、中、高で違いはあるでしょうか。

■信頼の問題



「担任が対応していじめが解消した」というのは小学校では50%近くありますが、中学校、高校と進むにつれて減っていくのがわかります。また、「担任に相談しても変わらない」「隠れていじめられるようになった」「余計にひどくなった」の割合は、小・中・高ともだいたい同じで40%ぐらいです。

この結果からはたしかにおよそ半分の確率で「担任に相談してもどうしようもない」といえるのかも知れません。

【問題】

この「児童生徒の問題行動等に関する調査協力者会議」は最終報告でも、それまでと同じく「いじめの問題に関する基本的認識」が5つ書かれていました。その内容は同じでしたが、ひとつの項目だけ、順位があがっていました。その項目はなんだと思いますか。

予想 () 番の項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと③ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること④ 関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること |
|--|

それまでの基本的認識

■家庭の問題

最終報告では、それまで五番目にあった「家庭の問題」が三番目にあがっており、「いじめ問題の基本的な考え方は、まず家庭において責任を持って子どもたちに徹底されなければならない」となっていました。「家庭の責任」の比重が高まったわけです。

他の項目は変わっていませんが、①では「どのような社会にあってもいじめは許されない、いじめる側が悪いという明解な一事を、毅然とした態度で、特に子どもたちに行き渡らせたい。それがいじめの問題についての基本的認識の第一である」と強調され、「いじめを見たら見捨てておかないという正義感や思いやりを子どもの間に行き渡らせる必要がある」としていました。

【問題】

この報告の半年前の 1995 年 12 月の文部省通知では、「特に学校においては、分かりやすく楽しい授業を行う必要がある」となっていましたが、それは、この報告でも同じだったでしょうか。

予想

- ア さらに「前進」していた
- イ 同じだった
- ウ 「後退」していた

■「分かりやすい授業」のみに

最終報告では「学校の取り組み」については、「教科指導にあっても、個に応じた指導の一層の推進を図り、一人一人の子どもにとって自ら参加でき、分かりやすい授業を確保するとともに、子どもたちにとって学校生活が規律や正義とともに思いやりがあり、明るく楽しいものとなるようにしなければならない。このような観点から、生徒指導を含め、学校運営全般の見直しを行ってゆく必要がある」として、文部省通知にあった「楽しい授業」という文言がなくなっていました。

またこの最終報告では、次のような指摘がなされていました。
「いじめ調査に問題がある」というのです。

いじめの実態調査について、ともするといじめの件数が少ないことの一事をもって良しとする考えの下に行われる傾向があることに注意を喚起したい。いじめの発生をみない学校が望ましいのは言うまでもないが、いじめの件数が少ないことのみをもって問題がないと判断することは早計といわなければならない。

ともすると、いじめの多寡で学校の評価について取り沙汰し、非難する傾向もみられることから、学校がこれに気を取られ、いじめの実態把握に慎重になったり、不十分となることがある。

マスコミ報道によると、昔から学校や教育委員会は、いじめ事件を隠蔽する傾向というか、「いじめの存在を否定する」ような傾向があったようです。そのように学校の対応に疑問があったいじめ事件を載せておきます。

1929.2	北海道, 高小 1 年がいじめられ肋骨骨折で死亡。学校は事件を隠蔽しマスコミの追及にもいじめを否認。
1975.11	神奈川, 全寮制私立学校で中高生あわせて 17 人がイジメで書類送検。学園長は「行きすぎもあったが兄弟げんかのようなもの。何の処分もしないつもり」。
1983.10	愛媛, 県立高校の教室でいじめ復讐のため散弾銃で脅す事件。学校はいじめた生徒にも退学届けを出させたが、後に復学させた。
1984.12	愛知, 中 2 いじめを担当に相談して集団リンチされる
1985.1	岩手, 中 2 がいじめられて自殺。家族はいじめが原因と訴えるが、学校は否定。 茨城, 中 2 いじめを相談したが、学校側が取り合わず、加害者はさらに激昂して、被害者は自殺。
1985.3	京都, 小 4, いじめを止めに入ってからケンカとなり、担任は「思い切りケンカすればすっきりして仲直りし、暴力のひどさにもきづくだろう」と立会いの元に決闘させ、止めに入った子どもは無抵抗で殴られ、内臓破裂で 6 週間の重傷となった。
1985.9	茨城, 小 5 の 5 人が集団いじめで重傷を負わす。学校は遊びの事故として警察に届けず、また町教育長は被害者の両親に「事件を公表したら中学卒業まで 5 年あるおたくの息子は友達から指一本ふれられなくなる」と通報しないように話した。
1986.2	東京, 中 2 いじめで自殺。「葬式ごっこ」には担任も荷担していた。担任は論旨退職。
1986.3	三重, 中 2 「詳しいことは先生に聞いてください」と

	書き残して自殺。
1986.4	東京, いじめを苦にして自殺した中学校を捜査したところ, 暴行, 恐喝, 傷害など 27 件も発生しており, 16 人を書類送致。
1986.5	兵庫県でイジメた生徒, 教師に脅され円形脱毛症。
1987.4	長野, 女子中学生自殺。担任はイジメ訴えられ, 「彼女のどこがいやか」をクラス全員に書かせていた。
1991.11	長野, 高 1 暴行によるいじめを受け退学。校長は報告書に, 被害生徒を「生真面目で意思が強く, いったん決意したことは親の説得にも応じないという」などと書き, 加害生徒 6 人に対しては一括して「多少元気が良いがごく普通の生徒」と記していた。
1992.6	島根, 中 3 いじめにあって, 教師からは万引強要を疑われて自殺。
1993.1	大阪, 小 4 いじめで怪我するも学校は放置し転校。
1993.3	北海道, 中 3 「いじめのことを先生にいても全然よくならない」と硫酸を自分の腕にかける。
1993.6	滋賀, 中 3 いじめで自殺。町教委は当初「いじめではなかった」と報告。報道で報告を変更。
1993.9	岡山, 高 1 いじめの加害者を学校が処分した後もいじめは続き, 身体障害者になった。
1993.11	埼玉, 中 3 学校でいじめられたり, 成績が悪くて先生に叱られたことから, 電車を転覆させてうつぶんを晴らそうと線路に 20 キロのチューブを放置。
1994.10	鹿児島, 中 3 いじめで自殺。彼は, 担任にいじめを相談し, 担任はいじめがあったかどうかをクラスでアン

	ケートをとった結果、何も出てこなかったため、みんなの前で謝罪させられていた。
1994.12	愛知，中 1 いじめで自殺。校長はいじめてとの関連を認めたものの，翌日には否定。
1995.2	茨城，中 2，同級生からいじめを受け，学校の調査により一応解決が図られたが，その後，無視されたりなどの新たないじめを受けて自殺。
1995.4	奈良，中 2 いじめで自殺。母親は学校や市教委に相談していた。
1996.10	兵庫，小 6 いじめで自殺。学校は「いじめと思われるものはあったが，自殺の原因は特定できない」とした。
1997.3	長崎，中 2，中傷の手紙ばらまき事件の犯人と担任に疑われ転校。
1998.8	新潟，中 2，いじめで自殺。保護者同士の話し合いで暴力的ないじめはなくなったが陰湿ないじめが継続。
1990.10	大阪，高 1 いじめで自殺。「いじめた方々，担任の先生，おうらみします」と遺書。
2005.9	北海道，小 6 いじめで教室にて自殺。いじめを訴える遺書の内容を学校・教育委員会は隠蔽し，「自殺の原因はわからない」とした。
2005.12	長野，高 1 いじめで自殺。いじめの訴えに学校側は対応せず，校長が約束した加害生徒と校長の謝罪文ももらえなかった。そして「登校拒否を続けるなら留年になる」と登校を促していた。

いじめにより自殺した子どもの遺族に学校側が「死因は交通事故にしますか，心臓発作がよいですか」と尋ねたことがあったそ

うです。「いじめが正義」であるなら「いじめられることは恥」なのかもしれません。また「多数決が民主主義」ならば、集団によるいじめは、まさしく「民主主義の実現」といえるのかも知れません。

かくして、いじめ事件があったとき、加害者側が地域社会などから、社会的責任を問われることはほとんどなく、被害者や被害者の家族が「地域のマイナス面を公表した」として、「村八分」にされる事態も少なくないそうです。

この表を見ますと、その時の指摘は生かされることなく現在まで続いていることがわかります。

【問題】

最終報告のサブタイトルは「今こそ、子どもたちのために我々一人一人が行動するとき」となっていました。では「我々一人一人」は、いったいどんなことをすべきとなっていたのでしょうか。

予想

- ア 子どもを守る
- イ 子どもの模範となる
- ウ 子どもをしつける
- エ そのほか

■大人の責任

「いじめの問題には少なくとも大人の一人一人が、親として、地域社会の一員として、また、子どもたちの教育環境や社会環境を形成する社会の職業人として、少なからぬ責任を有しており、一人一人がその責任を自覚して、それぞれの立場でできることから積極的に取り組むことで、社会全体として子どもたちの間のいじめを許さない機運を醸成する必要がある。その上で、いじめの問題の速やかな解決を図るため、関係者や関係機関がより一層この問題に関して連携を密にし、一体となった取り組みを求めたい」

どうも「いじめは大人全員に責任がある、とにかくがんばれ」ということのようにです。しかし次の点については具体的に言及しています。

「とりわけ、いじめの問題を考えるに当たって、マスメディアの在り方や各種の雑誌などの有害環境の問題を看過することはできない。特に、テレビの影響で、他人をいじめることで笑いを誘うことを社会の多くで容認する風潮が生まれていることに強く注意を喚起したい。他人をいじめるという人権に関わる卑劣な行為を笑いの対象とすることは絶対許されない。こうした傾向が子どもたちの健全育成に大きな影を落としている。このことに、国民の一人一人が気づき、賢明な視聴者として危機感を持たなければならない。価値観が多様化している現代社会の中で、何が正しく、何が間違っているかを十分に認識しきれない子どもたちが、テレビの映像等を目にして、他人をいじめるという行為を無意識のうちに当たり前のこととしてとらえるばかりか、それを模倣して、面白がったり、喜んだりする状況が生まれている。また、テレビ

等が、放送基準等はあるものの、暴力や死について、子どもたちへの影響の重大さを考慮することなく、安易に取り上げていることの問題点も指摘したい。そのことが、子どもたちの心の健全な発育を少なからず妨げている」

つまり「悪いのはマスコミ」で、「我々一人一人は賢い視聴者となるべき」ということです。もちろんテレビの無かった時代にもいじめはありましたから、すべてをマスコミのせいにするには無理があります。しかし、「自殺の連鎖」のようにマスコミが影響力を持っていることはたしかです。

【問題】

この最終報告の3日後、中央教育審議会は「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という一次答申を出しました。

その答申では「いじめ」ともうひとつの問題を一緒にして論じていましたが、その問題とはなんだったと思いますか。

予想

- ア 少年非行
- イ 校内暴力
- ウ 不登校
- エ そのほか

■問題の背景は共通?

答申は「いじめ・登校拒否の問題」として、「いじめと不登校の背景は一緒」として論じていました。

今日、最も解決に向けた取組が求められている教育上の課題として、過度の受験競争の問題と並んで、いじめ・登校拒否の問題がある。

現在、憂慮すべき状況にあるいじめや登校拒否の問題の背景については、家庭・学校・地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられるが、深く現代社会の在り方そのものともかかわっており、この問題は、我々の社会全体に投げかけられた大きな課題と言っても、過言ではない。（中略）

我々は、いじめ・登校拒否の問題の解決のためには、同質志向を排除して、個を大切にし、個性を尊重する態度やその基礎となる新しい価値観を、社会全体が一体となって育てることも重要であるとする。

【問題】

ではその答申で「いじめ・登校拒否」問題の解決はなんだとされていたのでしょうか。

予想

- ア 「ゆとり」と「生きる力」
- イ 受験制度改革
- ウ たのしい授業
- エ そのほか

■「ゆとり教育」

中教審の解決策は、「我々は、いじめ・登校拒否の問題の背景について、先に述べたような認識に立つものであり、基本的には、〈ゆとり〉を確保する中で、子供たちに〈生きる力〉を育成し、家庭・学校・地域社会における教育をバランスよく行っていくことがこれらの問題の解決につながると考える」ということでした。

そして「学校の役割」として、「いじめや登校拒否の問題は、学校にとっては、その在り方そのものが問われている問題でもあることを指摘しておきたい。いじめ・登校拒否の問題の背景には複雑な要因があるが、第2部第1章でも述べるように、学校が、子供たち一人一人を大切に、子供たちが自分のよさを見だし、それを伸ばし、存在感や自己実現の喜びを実感できるような学校であることが重要である。例えば、教員は、深い児童生徒理解に立った全人格的な接し方を心がけるとともに、一人一人の個性を生かした分かりやすく楽しい授業を展開するよう努める必要がある」と述べ、再び「たのしい授業」が推奨されたのです。

そして、この答申に基づいて「ゆとり教育」が「週五日制」とともに始められてゆくわけです。

【問題】

これらの最終報告や答申を受けて同月文部省は「いじめの問題に関する総合的な取組について」という通知を出しました。そこには「たのしい授業」という文言があったのでしょうか。

予想

ア あった イ なかった

■「分かりやすい授業」

[1] 学校における取組の充実

一 基本的な考え方及び教育指導の在り方

- (一) 学校は児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場であることが大切であること。学校は、いじめの問題の解決について大きな責任を有しており、「子どもの立場に立った学校運営」及び「開かれた学校」を基本姿勢として学校運営の改善を図る必要があること。

-中略-

- (六) すべての児童生徒が自ら参加でき、分かりやすい授業を工夫するなど、個に応じた指導に努める必要があること。また、学習の遅れがちな児童生徒には十分な補充指導を行うとともに、学校行事や部活動等において自己存在感を持つことができる場合が多いことに配慮し、子どもの「心の居場所」となるような学校づくりに努める必要があること。

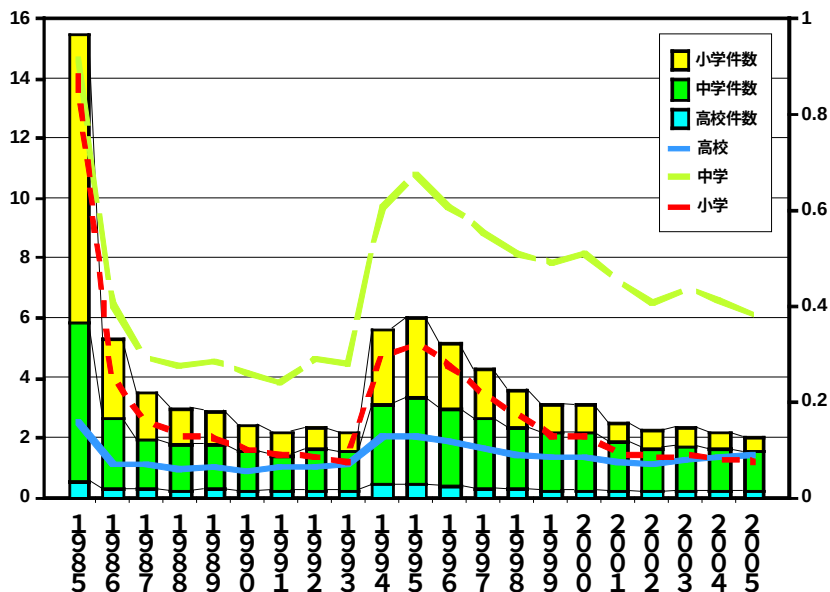
このように、文部省通知は「最終報告」と同じく「たのしい授業」という表現はありませんでしたが、趣旨としては十分含まれているものでした。

こうした、取り組みは効果があったのでしょうか。1996年度から「いじめ」は、ほぼ一貫して減少を続けてきています。校内暴力も2000年度をピークに、その伸びを止めました。そして、不登校も2001年度をピークに、急激な増加に歯止めがかかったのです。「ゆとり教育」に関わらずに伸び続けているのは、「教師の休職」です。

(単位:万件)

いじめ件数と割合

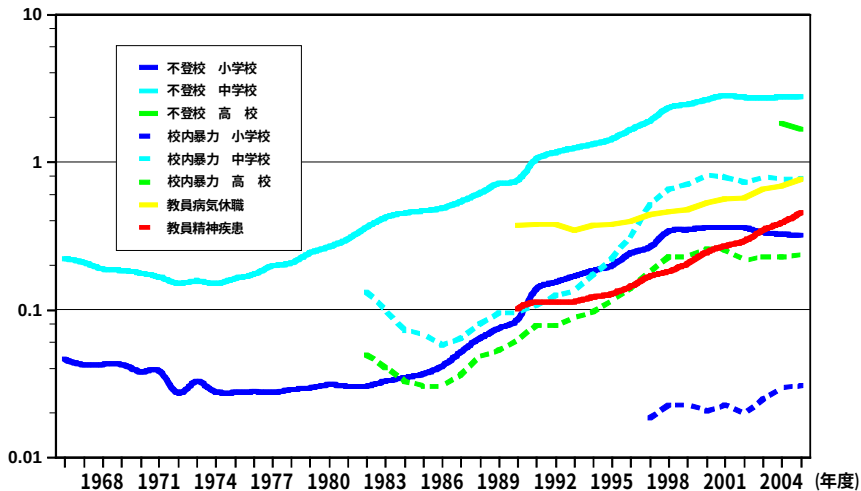
(単位:%)



(%)

不登校者数・校内暴力発生件数・教職員の病気休職者数

在学者・在職者に対する割合



こうして、いじめ問題も落ち着き、2006年9月の文科省発表も、なんらマスコミによって騒がれることはありませんでした。そのとき、マスコミは「小学校で校内暴力増加」というキャンペーンをしていたことは、「第一部 校内暴力」でお話ししたとおりです。

しかし、9月30日、北海道で〈ある小学生の自殺理由が「いじめ」だったことを学校と教育委員会が隠していたこと〉が発覚、10月11日には、福岡県で中学生がいじめを苦に自殺、〈その少年へのいじめには担任も荷担していたこと〉が明らかになりました。それからマスコミの報道は、「いじめ一色」となり、さらに「いじめによる自殺」や「自殺予告」などの事件もあり、「学力低下問題」や「教育基本法改正問題」ともからんで、「いじめが教育での一番の問題」という雰囲気になっていったのです。

つづく

■あとがき

あれれ、校内暴力・不登校のグラフと小・中・高の順番が変わってしまいました。なおさないとな。

いじめについては色んな人が色んなことをいっているので、徹底的にデータや文部省の考えに基づいて調べてやろうと思ったら、こんなにたくさんのページ数になってしまいました。すでに70ペを越えてしまったので、また「つづき」に・・・。

途中から、まさにボクの職場での環境が閉校という「いじめ」状態なので、なんか他人事のような気がしないのです。

しかもジワリジワリと来るいじめです。ただこの「いじめ」はあと一ヶ月で終わることがわかっているいじめです。

しかし、「レポートを書くには集中力が必要だ」ということを痛感しました。人事などでゴタゴタしているいまは、まったくレポート書きができないのでした。まあ、それもシメタかなあ。

*Since I was born, raised up till I die
Seems million times to meet someone
Now I know you must be the one for me*

*You're my only shinin' star
brighter than anyone else
Sweetest person I met all the world
'Need you always by my side
Don't ever stop hold me tight
Won't you stay for me?
Can't you forever?
'cause I love you*

*you never let me down
you've never ever changed to me
You're my only shinin' star*

Words by Kadomatsu Toshiki

■典拠文献

- ・ 高德忍『いじめ問題ハンドブック』つげ書房新社，1999
大変便利な資料集。著者は高校教諭。
- ・ 山本健治『年表子どもの事件 1945-1989』柘植書房新社，

1989

- ・ 「少年犯罪データベース」 いじめ事件
<http://kangaeru.s59.xrea.com/ijime.htm>
- ・ 文科省による各種統計「学校基本調査」「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- ・ 内閣府「青少年白書」
- ・ リファレンス図書, 「Wikipedia」「マイクロソフト・エンカルタ」「スーパー・ニッポニカ」「現代用語の基礎知識」
- ・ 文部省と文科省の通知文書
- ・ 全国紙の新聞記事。
- ・ 「日本の子どもたち」 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/>
「子どもに関する事件」のデータベース
- ・ 「子どもたちのための民間教育委員会」
<http://cebc.jp/index2.php> 「資料室」に「通知」等データ
- ・ 法務省「人権犯罪統計資料」
- ・ 厚生労働省「統計表データベースシステム」
<http://ksugiura2.hak.hokkyodai.ac.jp/myweb/ijime.htm>
- ・ 警察庁, 統計資料

■参考文献

- ・ 「いじめの日本文学史」
<http://ksugiura2.hak.hokkyodai.ac.jp/myweb/ijime.htm>
- ・ 中一夫「〈いじめ〉について考える」『たのしい授業』2007.1,
仮説社
- ・